

事業者向け支援

給付	 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症に伴う特例)	景気の後退など、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用維持のために要した休業手当などの費用を一部助成する制度です。 
	 持続化給付金	対象 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 上限 法人200万円、個人事業者100万円 詳しくは、経済産業省のホームページ、またはお問い合わせください。 持続化給付金事業 コールセンター ☎0120 (115) 570 IP電話専用電話 ☎03 (6831) 0613 
	 家賃支援給付金	自粛要請などにより、売り上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えし、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減するための給付金です。 対象 テナント事業者 
	 感染拡大防止協力金	東京都感染拡大防止協力金(第2回) 5月7日からの緊急事態措置期間に、都の要請や協力依頼に応じて、店舗・施設の使用停止に全面的に協力した事業者に対し協力金を支給するものです。詳しくは、都のホームページ、またはお問い合わせください。 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03 (5388) 0567 (午前9時～午後7時) 
	 新型コロナウイルス感染症対策に伴う瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん事業利子補給補助金	対象 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則により資金を借り入れ、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに利子を支払った中小企業者 産業課 ☎557-7633
貸付	 セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証	経営に支障をきたしている中小企業・個人事業主への、金融機関からの資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証する制度です。 ※町の認定が必要です。 産業課 ☎557-7633
	 法人町民税の申告期限・納付期限の延長	通常の業務体制を維持できない場合や、決算事務が間に合わない場合など、やむを得ず期限内に申告を行うことが困難である場合には、申請をすることにより期限を延長することができます。 申請方法 法人町民税の申告の際には、申告書の右上余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、次のいずれかの書類を添付して申告してください。 ▶ 税務署に提出した「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載された、法人税の申告書の写し ▶ 税務署に提出した「災害による申告・納付等の期限延長申請書」の写し 税務課 ☎557-7519
猶予・減免	 固定資産税などの軽減措置	▶ 中小事業者などが所有する事業用家屋と償却資産に係る軽減措置 要件に該当する中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を前年同期の売り上げの減少率により2分の1またはゼロとします。 ▶ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋と構築物が加えられ、適用期限が2年延長されました。 税務課 ☎557-7528
	 町税の徴収猶予「特例制度」	収入が大幅に減少(前年同期比20%以上の減少)した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予します。 税務課 ☎557-7529
相談	 新型コロナウイルス感染症対策事業者支援特別相談事業	経営や雇用などに関する各種相談、補助金・助成金などの申請方法などについて、専門性のある中小企業診断士や社会保険労務士に相談できます。 商工会 ☎557-3389 ※事前予約制